12　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等により環境対策の促進を図るためのもの

［(1)・(2)　略］

［号の細分を削る。］

(3)　［略］

［13～17　略］

18　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者で、自助努力により企業再建が見込まれる者に対する資金であって、地域経済の産業活力維持に資する事業等を行う中小企業者であって経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者の自助努力による企業再建を支援するためのもの

二　沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。

［1・2　略］

3　新たな事業や新規開業等を行う者が必要とする次に掲げる資金

(1)　次のいずれかに該当する新たな事業を行う者が、当該事業を行うために必要な資金

［ア・イ　略］

12　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進並びに公害防止及び再生資源の有効利用等により環境対策の促進を図るためのもの

［(1)・(2)　同上］

(3)　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者

(4)　［同上］

［13～17　同上］

18　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者で、自助努力により企業再建が見込まれる者に対する資金であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者で、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援するためのもの

二　沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。

［1・2　同上］

3　新たな事業や新規開業等を行う者が必要とする次に掲げる資金

(1)　次のいずれかに該当する新たな事業を行う者が、当該事業を行うために必要な資金

［ア・イ　同上］

| | |
|---|---|
| ［削る。］ | ウ　経済構造の変革と創造のためのプログラムに掲げる十五分野に属するサービス業であって、地域産業の高度化、効率化又は地域への顧客誘因力の増大による地域活性化に資するサービス業を行うものとして一定の要件に該当することについて、サービス産業審査会から認定を受けた者エ　アからウまでに掲げる事業以外の新たな事業を行う者（経営多角化を図るものに限る。）<br>(2)　次のいずれかに該当する事業の新規開業を行う者が、当該事業を営むために必要な資金<br>［ア・イ　同上］<br>［加える。］ |
| ウ　ア及びイに掲げる事業以外の新たな事業を行う者（経営多角化を図るものに限る。）<br>(2)　次のいずれかに該当する事業の新規開業を行う者が、当該事業を営むために必要な資金<br>［ア・イ　略］<br>ウ　母子家庭の母又は父子家庭の父が行う事業であること | ［4～8　同上］ |
| ［4～8　略］ | |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## ○内閣府　文部科学省　厚生労働省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を次のように定めたので、平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省告示第一号の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

目次

第1章　総則
第1　幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
第2　教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
第3　幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第2章　ねらい及び内容並びに配慮事項
第1　乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
健やかに伸び伸びと育つ
身近な人と気持ちが通じ合う
身近なものと関わり感性が育つ